

特定事業(事業再構築)
の進捗状況について

1. 特定地域一覧表（平成23年7月21日現在）

運輸局等	都道府県	特定地域（156地域）
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、旭川交通圏、苫小牧交通圏、釧路交通圏、帯広交通圏、北見交通圏
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏
	宮城	仙台市、石巻市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	秋田交通圏、横手市
	山形	山形交通圏
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏、市原交通圏
	埼玉	県南中央交通圏、県南西部交通圏、県北交通圏、※県南東部交通圏
	群馬	東毛交通圏
	群馬及び埼玉	中・西毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏、※県北交通圏
	栃木	宇都宮交通圏、県南交通圏、塩那交通圏
	山梨	甲府交通圏
北陸信越	新潟	新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、三条市A、新発田市 ※※柏崎市A
	富山	富山交通圏、高岡・氷見交通圏、※砺波市B・南砺市
	石川	金沢交通圏、南加賀交通圏
	長野	長野交通圏、松本交通圏、上田市A、飯田市A
中部	愛知	名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏、※東三河南部交通圏
	静岡	静岡交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、伊豆交通圏、※浜松交通圏
	岐阜	岐阜交通圏、大垣交通圏、高山交通圏、美濃・可児交通圏、※※東濃西部交通圏、※※東濃東部交通圏
	三重	津交通圏、松阪交通圏、※北勢交通圏
	福井	福井交通圏

運輸局等	都道府県	特定地域（156地域）
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、泉州交通圏、※河南交通圏
	京都	京都市域交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏
	奈良	奈良市域交通圏、※生駒交通圏、※中部交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏
	和歌山	和歌山市域交通圏
中国	広島	広島交通圏、呉市A、東広島市、三原市、福山交通圏、※尾道市
	鳥取	鳥取交通圏、米子交通圏、※倉吉交通圏
	島根	松江交通圏、出雲交通圏
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市
四国	山口	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、岩国交通圏
	香川	高松交通圏、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
九州	高知	高知交通圏
	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、筑豊交通圏、大牟田市、久留米市
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、諫早市
	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
	大分	大分市、別府市
九州	宮崎	宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市
	鹿児島	川薩交通圏、鹿屋交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿児島市
沖縄	沖縄	沖縄本島

（全国の営業区域の総数 638地域）

※：平成22年4月1日指定地域
 ※※：平成22年10月1日指定地域

全地域において地域計画作成済
 特定事業計画申請開始

2. 特定事業計画認定申請・認定状況(総括表)

H23.10.1現在

法人タクシー							個人タクシー		
特定事業計画認定申請			事業再構築				対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数
対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数	単独による事業再構築認定事業者	共同による事業再構築認定事業者	減車・休車車両数				
					減車	休車			
9	9	9	5	0	18	0	26	25	25
基準車両数 H20.7.11	H21.9.30 現在の車両数	H21.10.1 ~ H22.4.25 までの減車車両数	H22.4.26(特定事業計画受付開始日) 現在車両数	事業再構築による減車・休車数	H22.4.12以降の事業再構築によらない減車数	事業再構築による減車・休車実施後の車両数	基準車両数からの減車車両数	基準車両数からの減車率	事業再構築による減休車数の基準車両数に対する減車率
313	310	11	299	18	1	280	33	10.5%	5.8%

特定事業の進捗状況(苫小牧交通圏)

法人事業者	特定事業			申請年月日	認定年月日	変更認定年月日	変更認定年月日
	タクシー車両の禁煙	タクシーチケットの共用	ほか				
A	○	○		平成22年5月18日	平成22年5月26日		
B	○	○		平成22年5月13日	平成22年5月24日		
C	○	○		平成22年5月13日	平成22年5月24日		
D			アイドリングストップ	平成22年7月22日	平成22年7月29日		
E	○			平成22年4月26日	平成22年5月13日		
F	○	○		平成22年4月26日	平成22年5月13日		
G	○	○		平成22年4月28日	平成22年5月13日	平成23年1月12日	平成23年8月4日
H	○			平成22年5月11日	平成22年5月17日		
I			アイドリングストップ	平成22年7月5日	平成22年7月20日		平成23年8月4日
合計	7社	5社	2社				

個人タクシー	25者	25者	チケット、禁煙	平成22年5月17日	平成22年5月26日
--------	-----	-----	---------	------------	------------

事業再構築の進捗状況(苫小牧交通圏)

法人事業者	基準車両数 平成20年7月11日	特定地域指定前日 平成21年9月末	特定事業受付日 平成22年4月26日	平成23年9月30日現在			実施後 車両数	減車率	減車時期 (再構築)	23. 10. 1現在
				減車数	事業再構築 減車数	減車数計				
A	56	56	51	6		6	50	10.71%		50
B	25	25	23	2	1	3	22	12.00%	22年11月1両	22
C	40	40	36	4		4	36	10.00%		36
D	5	5	5			0	5	0.00%		5
E	94	94	94		10	10	84	10.64%	22年5月10両	84
F	27	24	24	3		3	24	11.11%		24
G	22	22	22		3	3	19	13.64%	22年5月1両 23年1月1両 24年1月1両	20
H	30	30	30		3	3	27	10.00%	22年5月2両 22年8月1両	27
I	14	14	14		1	1	13	7.14%	23年8月1両	13
合計	313	310	299	15	18	33	280	10.54%		281

20. 7. 11現在

23. 10. 1現在

個人タクシー	32									26
--------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	----

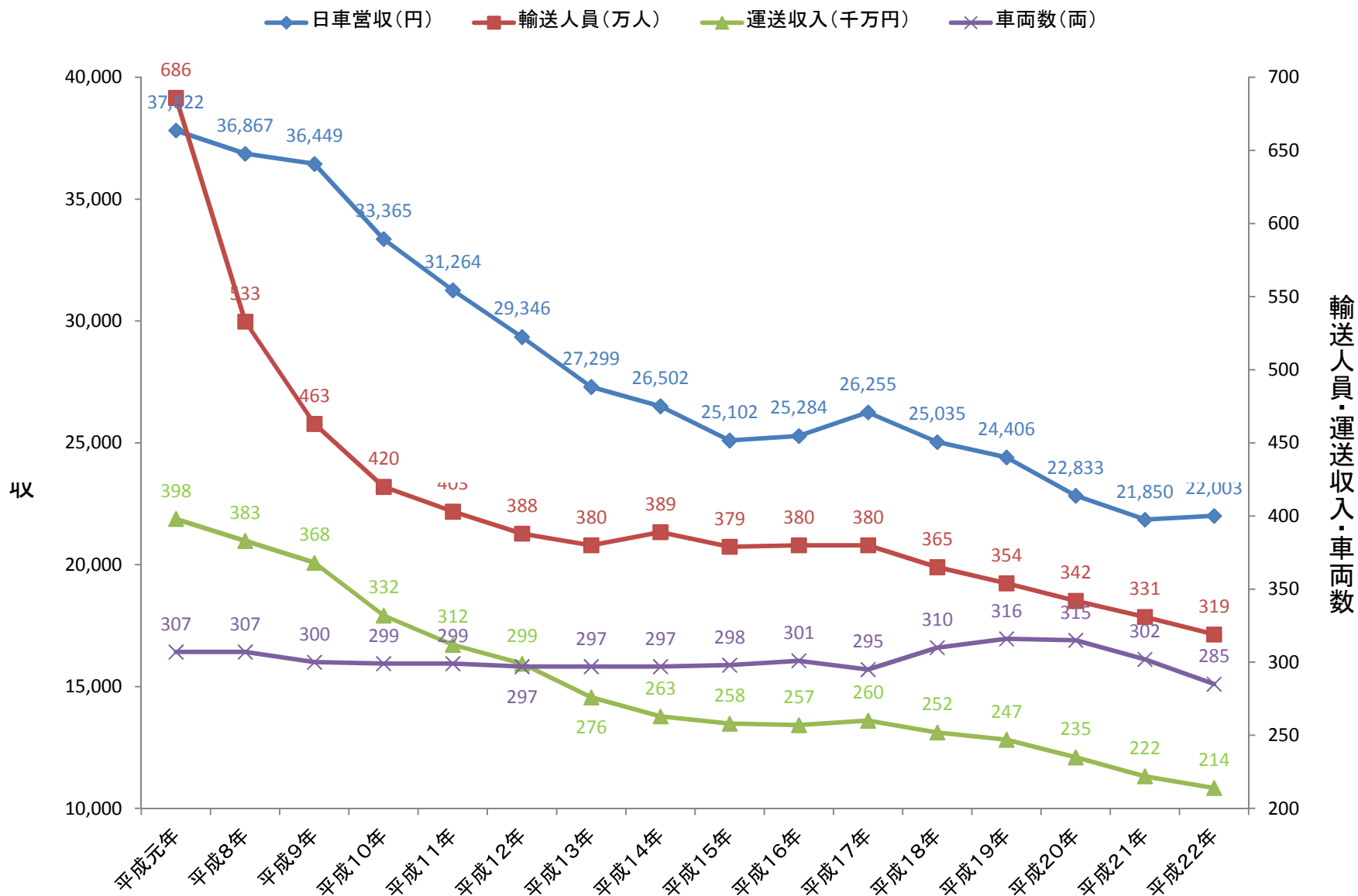
※特種車両を除く

苫小牧交通圏
タクシー事業輸送実績の推移につ
いて

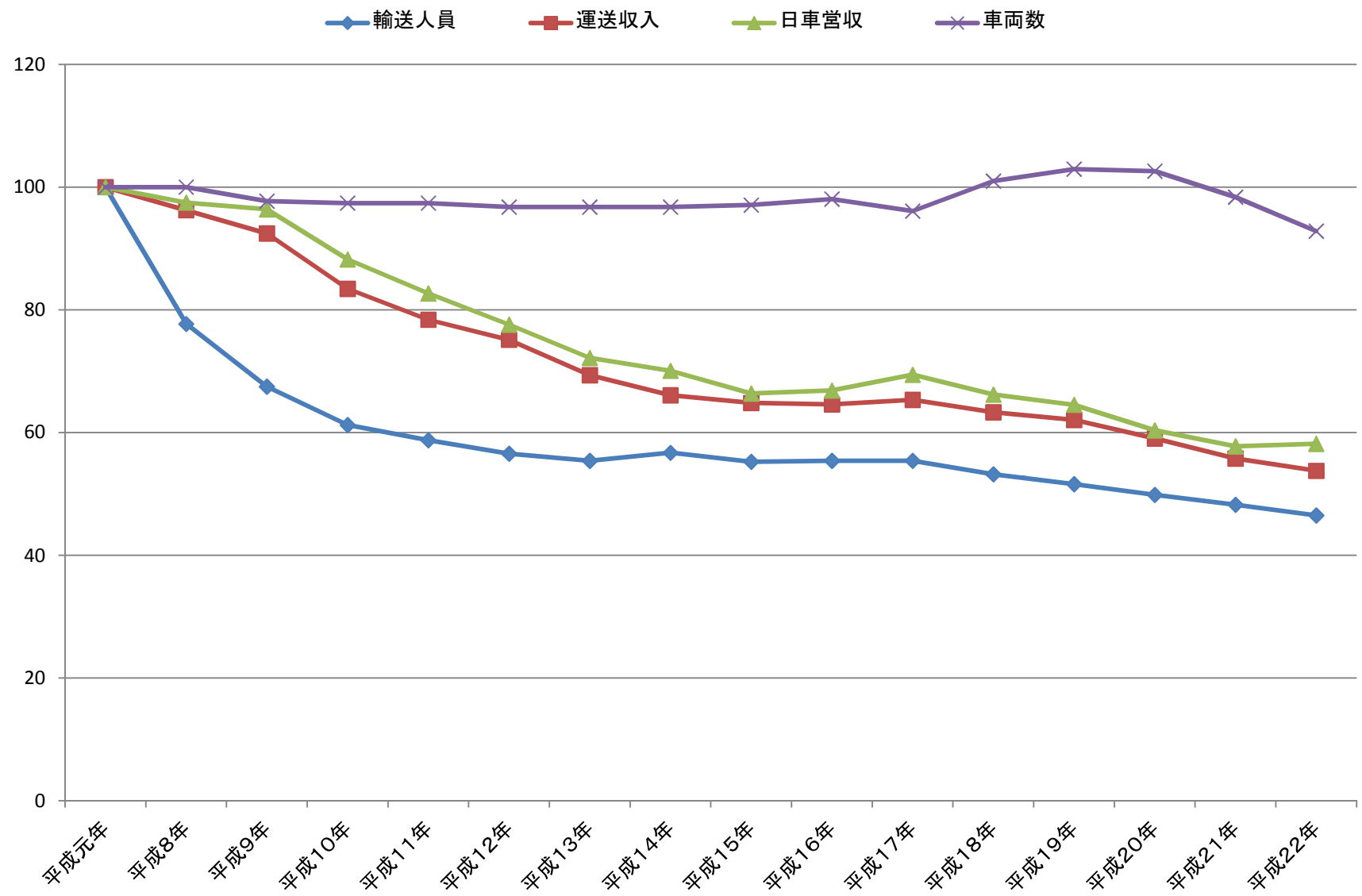
苫小牧交通圏タクシー事業の輸送実績の推移(法人タクシー)

年度	延実在車両数 (両)	延実働車両数 (両)	実働率 (%)	実車キロ			輸送回数		運送収入	
				実車キロ(km)	実車率 (%)	1日1車 当り(km)	輸送回数(回)	1日1車 当り(回)	運送収入 (千円)	1日1車 当り(円)
昭和60年	111,690	108,310	97.0	14,186,977	35.0	131.0	4,628,020	42.7	3,742,674	34,555
平成元年	(100) 111,690	(100) 105,213	94.2	(100) 15,047,334	39.4	(100) 143.0	(100) 4,634,208	(100) 44.0	(100) 3,979,325	(100) 37,822
平成8年	112,055	104,004	92.8	12,244,022	37.0	117.7	3,516,404	33.8	3,834,272	36,867
平成9年	110,646	100,948	91.2	11,068,955	35.8	109.7	3,183,871	31.5	3,679,466	36,449
平成10年	109,321	99,552	91.1	9,846,380	33.7	98.9	2,948,972	29.6	3,321,565	33,365
平成11年	109,406	99,658	91.1	9,126,536	32.1	91.6	2,765,377	27.7	3,115,722	31,264
平成12年	108,677	101,901	93.8	8,729,844	31.0	85.7	2,653,993	26.0	2,990,354	29,346
平成13年	(97) (100) 108,305	(96) (100) 101,237	93.5	(57) (100) 8,599,929	31.5	(59) (100) 84.9	(56) (100) 2,595,980	(58) (100) 25.6	(69) (100) 2,763,619	(72) (100) 27,299
平成14年	108,405	99,329	91.6	8,618,686	32.2	86.8	2,627,598	26.5	2,632,452	26,502
平成15年	108,915	102,621	94.2	8,314,005	31.7	81.0	2,546,956	24.8	2,576,001	25,102
平成16年	108,770	101,619	93.4	8,277,350	31.4	81.5	2,526,357	24.9	2,569,381	25,284
平成17年	110,394	98,963	89.6	8,397,800	31.9	84.9	2,529,708	25.6	2,598,249	26,255
平成18年	110,808	100,573	90.8	8,157,069	32.7	81.1	2,452,551	24.4	2,517,861	25,035
平成19年	114,178	101,079	88.5	8,006,112	32.0	79.2	2,374,384	23.5	2,466,887	24,406
平成20年	115,303	102,787	89.1	7,542,718	30.6	73.4	2,286,601	22.2	2,346,898	22,833
平成21年	112,781	101,734	90.2	7,145,105	30.5	70.2	2,203,200	21.7	2,222,932	21,850
平成22年	(94) (97) 105,235	(92) (96) 97,196	92.36	(46) (81) 6,947,631	31.26	(50) (84) 71.48	(46) (82) 2,122,165	(50) (85) 21.83	(54) (77) 2,138,582	(58) (81) 22,003

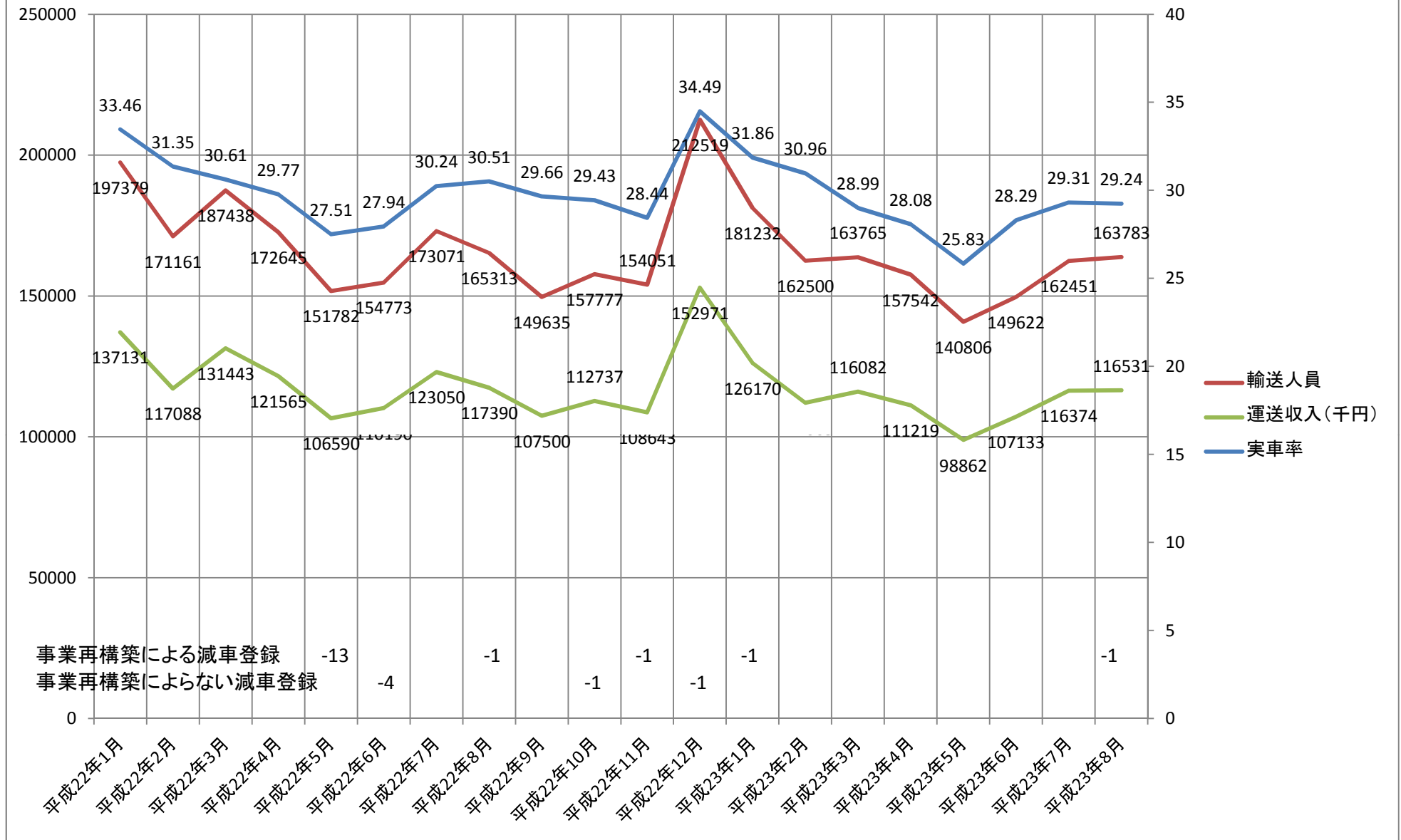
苫小牧交通圏の日車營收等の推移(法人タクシー)



苫小牧交通圏におけるタクシーの事業者数等の推移(H1=100)



苫小牧交通圏(一部)の輸送実績



特定地域におけるタクシー事業者
の経営状況等に関する調査・監査
の実施について

国自安第 42 号
国自旅第 34 号
平成 23 年 4 月 13 日

北海道運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局旅客課長
(公印省略)

特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査・監査の
実施について

タクシー事業については、長期的に需要が減少傾向にある中、地域によっては、タクシー車両数の増加などにより収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化等の問題が生じ、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっている。

このような状況を踏まえ、平成 21 年 10 月より施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、国土交通大臣が供給過剰の進行等の問題が見られる地域として指定する特定地域においては、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、タクシー事業者が特定事業と相まった事業再構築を定め、供給輸送力の減少、経営の合理化に取り組んでいるところである。

今般、同法附帯決議における「特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対しては、タクシー事業の適正化、活性化を推進する観点から、その経営状況を十分に確認する等の措置を講じること。」の趣旨を踏まえ、下記のとおり調査・監査を実施することとしたので、対応されたい。

また、本調査・監査を円滑かつ効率的に実施するため、地域の実情を踏まえ、貴局において必要と判断する場合には、調査票送付前にヒアリング等を実施されたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 輸送部門における対応

- (1) 協議会に参加しない事業者及び減車等に協力しない事業者など調査の対象となる事業者リストを作成すること。
なお、減車等が進んでいない特定地域においては、原則として当該地域内の全事業者を対象とすること。
- (2) 当該対象事業者に対しては、道路運送法第94条第1項に基づき、調査票(別紙様式を参照の上、貴局において作成すること。)を送付し、30日程度の報告期限を設け、必要事項を記入の上、報告するよう指示すること。
なお、当該調査票については、最低直近の1ヶ月分を記入させること。
- (3) 報告された当該調査票については、収支状況を確認するとともに、乗務距離の最高限度(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第22条により指定する地域に限る。)の遵守状況や拘束時間の遵守状況について精査すること。
- (4) 当該調査票を基に対面調査を実施すること。
なお、当該対面調査に当たっては、当該調査票の記入事項の根拠となる資料(乗務記録(運輸規則第25条第3項に規定する記録)、点呼記録(運輸規則第24条第3項に規定する記録)及びその他資料)について、当該調査票の対象となる期間分を用意するよう指示すること。
- (5) 調査の結果、法令違反(関連書類の未提出を含む。)の疑いが生じた場合には、具体的な法令違反の疑いの内容を精査し、調査対象事業者に当該法令違反について事実確認を行うとともに、改善指導を行うこと。
- (6) 調査結果に関係資料を添えて、監査部門に情報を提供すること。
- (7) 地域におけるタクシー事業の適正化、活性化の状況を踏まえ、輸送部門において必要と判断する場合には、本調査を定期的に繰り返し実施すること。

2. 監査部門における対応

監査部門においては、上記1.(6)における情報の提供を受け、「旅客自動車運送事業の監査方針について(平成21年9月29日付け国自安第56号、国自旅第124号、国自整第50号)」及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて(平成21年9月29日付け国自安第57号、国自旅第125号、国自整第51号)」に基づき、当該事業者に対して適切な措置を講ずること。

(別添)

国自安第 42 号の 2
国自旅第 34 号の 2
平成 23 年 4 月 13 日

社団法人 全国乗用自動車連合会会長 殿

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局旅客課長

特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査・監査の
実施について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東及び近畿運輸局自動車監査指導部長並びに沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知されるとともに、傘下会員に対して周知徹底を図るようお願いいたします。